

第15回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

開催日時：平成21年11月30日（月） 午後2時から午後3時30分

開催場所：市役所第2分館4階 2-401会議室

出席者：相澤委員、岩瀬委員、及川委員、清水委員、白井委員、田中委員、安田委員
（以上7名 出席）

傍聴人：2名

審議議題：葛塚ショッピングセンター 新設届出について【1回目】

審議内容：

（事務局から当案件の概要を説明し、その後審議を行った。）

委員	騒音予測について、届出書添付の騒音予測資料にいくつか疑問点がある。まず、夜間最大値予測における定常騒音（空調室外機）について、機器単独の騒音レベルが示されていたが、合成値での評価をするべきではないか。
事務局	指針上は、夜間に発生が見込まれる騒音については、発生源それぞれの騒音レベルで評価することとされている。ただし資料では、もっとも影響の大きい機体（S11）の直近の敷地境界での合成値も示されており、民家側の敷地境界においては規制基準値を満足している。（合成値 41.0dB < 規制基準値 45.0dB）
委員	換気扇からの騒音レベルについて、夜間最大値の予測に際し「フード設置による減音効果」を考慮して合成値を算出しているが、効果を過大に見ているのではないか。その効果を数値で確認したい。
事務局	設置予定のフードのカatalog等、減音効果が数値で分かるものを設置者に提出させるので、後日確認をお願いしたい。 なお、建物1（ウオロク）裏側の空調室外機については、予測結果が基準値を下回ってはいったものの、その差はわずかであり近隣住宅への影響が大きいと予想されるため、設置位置を店舗屋上へ変更した。これにより、届出書添付資料に示した予測数値より騒音レベルが下がっていることが見込まれる、とのことである。
委員	設置位置を変更したのであれば、その場合の予測計算をし直すべきである。
事務局	設置者へ、機器等の設置位置変更後の騒音予測を指示し、追加資料として提出させることとする。
委員	小売業以外の併設施設について。建物4、5が、クリーニング・コインランドリー、理・美容店となっているが、こういった営業形態となる計画か。クリーニング店は特に、中で溶剤等を使用することになれば、廃水による環境への影響も懸念される。場合によっては騒音の発生も見込まれる。
事務局	届出以後、設置者からはまだ出店業者が決まったという話はない。建物3（小売店舗）も未定として届出がされているので、現地調査の際に、出店計画の進捗を確認することとしたい。

委員 敷地周囲の市道等に、歩道は整備されているか。また、緑地帯の計画箇所を図面で示していただきたい。

事務局 敷地全面（南側）の主要地方道新発田・豊栄線には、敷地沿いに歩道がある。東西の市道については現地調査の際に確認したい。
緑地帯は、図面 p 3（図 1 - 3）を参照していただきたい。次回審議会では緑地帯部分を着色した図面を用意することとする。

委員 主要地方道新発田・豊栄線に面した出入口 及び 3 でも右左折の双方向での入出庫をすることとなっているが、交通渋滞を引き起こす恐れはないか。

事務局 地元警察署と協議のうえ、双方向での入出庫の了承を得ている。現況道路の交通量は少なく、出店による影響も小さいという見解が示されている。

委員 現況道路の交通量が少ないというのは、警察側の見解か。協議を行った際に設置者から示した資料があれば確認したい。

事務局 協議の経過と、その時の資料を設置者に確認し、次回の審議会までに資料として用意する。

委員 敷地東側の駐車場出入口 1 から右折で出庫した場合、その先が進入禁止になっているが問題はないか。

事務局 出入口 1 から右へ出た場合、規制がある手前で左折し、住宅地側に抜けられるようになっている。届出以前の協議のなかでも問題になった事柄であり、駐車場側に警告表示（右折側に進行方向規制があること）をする等の対応を要請している。現況は図面上では分かりにくいので、現地調査の際に確認をしていただきたい。

委員 騒音に対する設置者の対策の中で、「遮音板の設置」とあるが、遮音壁とは違うものか。また、「設置も検討」とするとは、住民等から苦情があった場合には設置することと捉えて良いのか。

事務局 騒音予測資料の中にある、室外機に設置する「フード」のことと考えていたが、設置者に確認する。資料の表現は届出書や計画準備書（事前協議の書類）から転記したものであるが、必要な箇所は修正して、次回審議会の資料としてお示ししたい。

委員 （騒音予測関連の）資料 2 で、騒音予測地点に近い民家の住民に対し「設置者から個別に対応済み」とあるが、どういう意味か。

事務局 当該住民に対し、出店計画や騒音予測資料を説明し、例えば遮音壁を設置する必要があるかどうか直接相談したということである。

委員 建物 1（ウオロク）の裏側（敷地北側）は住宅地と接しているが、この境界へのフェンス等の設置計画はどのようになっているか。防犯上の観点から、くぐり抜けが出来ない形状が望ましい。

事務局 設置者へ確認する。周辺の状況は現地調査にて確認したい。

委員 騒音対策に係る事項だけでなく、全体に、表現が曖昧な箇所が見受けられる。出店に伴う周辺への影響に対する設置者の対応がはっきり読み取れないので、必要な箇所について内容確認と資料の修正をお願いしたい。

事務局 曖昧な部分については、設置者に詳細を確認する。その他、今回いただいた意見について設置者に回答を求め、あわせて補足資料をとして後日お送りするので確認願いたい。(12 / 15 実施予定の現地調査までをめぐり、委員へ送付する)

(現地調査の日程および参加者を調整し、また次回審議会日程を連絡し終了した。)

以上